

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	防災街区整備事業のための土地の立入り等の許可	
根 拠 法 令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
根 拠 条 項	第191条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (測量及び調査のための土地の立入り等)</p> <p>第191条 施行者となろうとする者若しくは事業組合を設立しようとする者又は施行者は、防災街区整備事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは事業会社となろうとする者若しくは事業組合を設立しようとする者又は個人施行者、事業組合若しくは事業会社にあつては、あらかじめ、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けた場合に限る。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる防災街区整備事業の区分に応じて当該各号に定める公告があつた日の翌日以後、施行者が防災街区整備事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する建築物等に立ち入って測量又は調査を行う必要がある場合について準用する。</p> <p>(1) 個人施行者が施行する防災街区整備事業 その施行についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>(2) 事業組合が施行する防災街区整備事業 第143条第1項の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>(3) 事業会社が施行する防災街区整備事業 その施行についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日(休日を除く・休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

- (4) 地方公共団体が施行する防災街区整備事業 事業計画の決定の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告
 - (5) 都市再生機構等が施行する防災街区整備事業 施行規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告
- 3 都市再開発法第60条第3項から第6項までの規定は、前2項の規定による土地又は建築物等への立入りについて準用する。